

議事の経過

開議 午前10時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠員1人、現在数13人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第1、議案第108号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を議題といたします。

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第108号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を採決いたします。

本件は、推薦しようとする候補者が2人でありますので、1人当て採決をいたします。

まず、藤崎賢造さんを推薦することに同意する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、鈴木昭彦さんを推薦することに同意する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第2、議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」から議案第118号「財産の譲渡について」までの10件を一括議題といたします。

これより、これら10件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 小松進也議員。

○3番（小松進也議員） 質疑をいたします。

議案第117号「市道の路線認定の件」について質問いたします。

整理番号4番、路線名栄町東の岡線を市道認定する理由をお聞きいたします。県道208号奈比賀川北線、移管経緯及び移管条件の達成は怎么样了かお聞きいたします。この1点についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○尾原進一議長 建設課長。

○五百蔵優吉建設課長 3番議員の栄町東の岡線を市道に認定する理由、移管経緯、移管条件及び達成条件の御質問にお答えいたします。

県道のバイパス等の整備によりまして、道路法第7条に規定する幹線道路としての意義等が喪失している区間につきましては、県下におきまして、市町村道として移管していく方針で進められており、令和元年12月の第4回定例会に提案しました県道安芸物部線の一部を市道安芸井ノ口線に、県道奈比賀川北線の一部を市道奈比賀線に、県道大久保伊尾木線の一部を市道奈比賀支線1号線に認定する市道の路線認定の件と同じ主旨のものです。

本議会に提案している栄町東の岡線認定区間につきましては、平成29年9月1日付で高知県安芸土木事務所長から移管についての協議書が市に届けられ、その後現地で市が要求する修繕や改良工事が必要な箇所について協議を行い、修繕や改良工事箇所など移管条件を記載する確認書を令和元年7月16日に交わし、この確認書に基づき高知県が移管条件である工事を実施している状況です。修繕改良工事完了後は市が確認を行い、移管されることとなっており、本年度末に工事完了予定であることから本議会に市道認定の件を提案しております。以上です。

○尾原進一議長 3番 小松進也議員。

○3番（小松進也議員） 再質問いたします。

市道の道路財政及び道路整備・維持に当たっては、市の財政が潤沢であれば、市管理が市民に対して、サービス効果としては高いとは思いますが、現状では県と市が協力して道路整備、維持をするほうが有利性が高いと感じているところであります。

また、安芸市には、先ほども御説明があったように、主要地方道、県道29号線安芸物部線などがありますが、この県道28号奈比賀川北線、県道27号大久保伊尾木線や市道安明寺古井線、古井別役線を経て、高知県側の国道55号線と、徳島県側の国道195号線との県境を結ぶ安芸唯一の幹線道路であり、昭和60年8月から東川千本谷線道路認定促進協議会や平成3年2月には徳島安芸間国道昇格促進期成同盟会などの運動があり、災害時の緊急輸送路としても重要な道路であります。現に今も運動は継続している中、県道昇格への影響もそうですが、市におけるメリットとデメリットをお聞きいたします。

○尾原進一議長 建設課長。

○五百蔵優吉建設課長 3番議員の再質問にお答えします。

市におけるメリット・デメリットとしましては、普通交付税の算入の増、市の判断により計画

して改良等の工事等が実施可能である、また小規模な改修等地元要望に対し柔軟な対応が可能となるなどのメリット、舗装補修等の維持管理が生じるデメリットが考えられますが、幹線道路としてバイパス整備が行われたことが、安芸市にとって一番のメリットであると考えます。

集落の中を通る狭い道路が地域の幹線でありましたが、広く見通しがいい道路が整備されたことにより、交通安全や通行の利便性向上が図られました。

先ほど議員が申しました市道安明寺古井線、古井別役線の県道昇格の件と今回の市道への移管は関連するものではございません。以上です。

○尾原進一議長　　3番　小松進也議員。

○3　番（小松進也議員）　一つの作業的でなく、安芸市民に対してメリット・デメリットを考慮して検討はしていただいているとは思いますが、一つの歯車が狂いますと大きな影響がありますので、その辺は十分また検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

12番　小松文人議員。

○12　番（小松文人議員）　同じく議案第117号「市道路線認定の件」で、質問させていただきます。

今、県道のバイパスができれば、そのバイパスができた横は全て市道認定をしていくっていう方針が示されたっていうことは、今後大久保伊尾木線も市道認定されるっていうことの理解でいいですか。

今3番議員からも質問ありましたが、それほど潤沢な財政やない中で、大久保伊尾木線、例えば奈比賀川北線の左岸側の大久保伊尾木線を引き取るっていうことは、安芸市にとって財政負担が非常に大きいと思いますが、その辺の考え方をちゃんとしてもらわんと。やっぱり何でもかんでも引き受ける。県は引き受けん。それじゃあ安芸市が一方的に全て財政負担を強いられるということになると思います。

そこで1点聞きたいんですが、市道栄町東の岡線で、交付税算入はいくらですか。

○尾原進一議長　　暫時休憩します。

休憩　　午前10時12分

再開　　午前10時14分

○尾原進一議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長　　12番議員の御質問にお答えいたします。

普通交付税の基となります、基準財政需要額の測定単位といたしまして、道路は面積とその延長、その2点が測定単位になっておりまして、面積につきましては、1,000平方メートル当たり7万1,700円が算入されます。それから延長につきましては、1キロ当たり、単位費用として19万円が算定されますので、今手元で御質問の路線の面積と延長がはっきり分かりませんので、た

だその面積と延長それぞれ先ほど申し上げました測定単位費用を乗じていただけましたら、交付税算入の金額が分かるかと思います。以上です。

○尾原進一議長 12番 小松文人議員。

○12番（小松文人議員） 知識のない議員が後ろでうどどうと言いつたけんど。

地方交付税台帳へキロ何ぼってもう出ちゅうきんよ。ずっと、誰も持ちちゅう資料やきんよね。すぐ分かると思おて質問したんですが。当然そういうこともよ、検討してなかったら、何でもかんでも財政負担が伴うていったら、結局経常経費がずうっと上がっていくことになる。ずうっと維持費が平均して幾らっていうことが、だんだんだんだん増えていった場合に、安芸市の財政にとっては大きな問題になってくる。特にこれから先の、今は課長で引き取っていきゆうけんど。これが山間部になって、今の考え方のバイパスができたらいふことになってきたら、今も言う大久保伊尾木線の左岸側とか何とかいうことになってきだいたら、財政負担が、だけで、穴内海岸見たら分かるように。やっぱり市が持つのか、県が管理するのかによって大きな違いが出てきますので、その辺を配慮してもらいたいと同時に、やっぱり引き取るんやったら引き取るで、我々の、今話も出た主要県道安芸物部線でも、上尾川で行き止まり。その先はユズ畑になちゅうし。その大久保伊尾木線の奥も今度の災害で、一昨年の災害で、いまだに災害復旧のめどが立たんのは何か言うたら県道が途中挟まって、県のほうが先やって、安芸市のほうが遅れていく。けんど全部が県道やったら、一斉に済む話が、言うたら徳島側から安芸市の場合は通行させてもらってっていう、流れ。それをほんで県は何ぼ要望してもインター線だけを県道昇格やと。インター付近だけをやりますっていう答弁に終始しちゅうけんど。もともこの千本谷線を市道に昇格させたときは、林道を。言うたら中芸で、中芸と安芸、また県下全域がその県道にするいう、県道にする運動をしてきた中で、さき中芸が県道になった。次は安芸市いう約束の中で安芸市は市道にしちゅうわけです。それが今になったらインター線やないきん関係ない言うけんど、やっぱりそういうこと、引き取るときの条件で、ほいたらお宅も県道にしてくれいう交換条件をしていくのは普通やと思いますので、よろしくお願いします。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら10件は、お手元に配付してありました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

日程第3、議案第119号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第5号）」から議案第123号「令和2年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」までの5件を一括議題といたします。

これよりこれら5件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 小松進也議員。

○3番（小松進也議員） 質疑をいたします。

議案第119号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第5号）」について質問いたします。

補正予算書におきまして、1つ目、学校教育課、10款3項1目、中学校建設事業、開発許可変更申請委託ほか、補正予算額333万8,000円についてお聞きいたします。

歩道拡張による開発許可変更とお聞きしましたが、変更経緯と詳しい変更内容、また事前協議での扱いがこれは法的なものか、それとも使い勝手や安全性についての変更なのかをお聞きいたします。

2つ目、生涯学習課、10款5項3目、体育館施設管理運営費、野球場消耗費の増他（感染症対策）野球場観客席改修工事他、補正予算額2,623万3,000円についてお聞きいたします。

多目的体育館窓改修の内容、理由と感染症対策の効果、野球場観客席改修の工事内容と理由、感染症対策効果をお聞きいたします。

3つ目、建設課、11款4項1目、公共土木施設現年災害復旧費（道路）、令和3年度過年割当ての調整による工事費の減と、市道安芸ノ川線地すべり災害応急工事の追加、補正予算額マイナス2億6,034万2,000円についてお聞きいたします。

現年分を令和3年に調整した理由と、市道安芸ノ川線地すべり災害応急工事の追加分を先行して一般財源で行う理由、令和3年度での災害査定予測は。そして12節委託費、災害調査5,500万円と14節工事請負費、仮設橋等の応急8,000万円の内容をお聞きいたします。

4つ目、第2表、繰越明許費補正追加、2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設費、4億2,131万円についてお聞きいたします。

敷地造成工事ほか2億3,983万9,000円以外の補正予算内容の詳細をお聞きいたします。

以上よろしく願いいたします。

○尾原進一議長 学校教育課参事兼学校給食センター所長。

○秋山真樹学校教育課参事兼学校給食センター所長 3番、小松議員の質問のうち、開発許可変更申請の委託料の補正のところで、変更経緯と詳しい変更内容、事前協議の状況についてお答えいたします。

当初統合中学校の東側の土居や川北などから通学してくる生徒は、統合中学校の東端まで市道西木戸一の宮線の南側の歩道を拡幅し、統合中学校の南東、南東に整備する横断歩道を渡って、統合中学校の南側に設置する約2メートルの幅員の歩道を利用して西端の正面から学校へ入ると。そして西側から通学してくる生徒は、市道西木戸一の宮線の南西に整備する横断歩道を渡って統合中学校の正門から学校に入るといふ、計画をしておりました。この横断歩道の設置につきまして警察と協議したところ、市道西木戸一の宮線の通行量から考えて、距離が約200メートル程度の区間に2か所の横断歩道の設置は難しいと。正門に近い南西の横断歩道の1か所のみの設置を認めるとの回答をいただきました。

この回答を受けまして、生徒の安全安心な通学路を確保するため、再度警察や建設課と協議した結果、東側から通学してくる生徒につきましては、市道中道線から統合中学校までの区間の北側に約3.5メートルの歩道を設置するように変更し、あわせて当初約2メートルでありました統

合中学校南側の歩道を約3.5メートルに拡幅するように計画変更をすることといたしました。このため、先にいただいた開発許可の変更の必要が生じたところです。

なお、将来的には統合中学校の南側の歩道から西側にかけましても、約3.5メートルの歩道を新設することも考えているところです。以上です。

（「事前協議」と呼ぶ者あり）

○秋山真樹学校教育課参事兼学校給食センター所長 事業を進めるために警察と協議を行ったところです。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長。

○長野信之生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 小松進也議員の御質問のうち、10款5項3目の体育施設管理運営費の御質問についてお答えいたします。

総合運動場多目的体育館窓改修及び野球場観客席改修につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、阪神タイガースキャンプ時及びプロ野球ウエスタンリーグ公式戦開催時などの新型コロナウイルス感染症対策として実施するものです。

総合運動場多目的体育館、安芸ドームですが、こちらの窓の改修工事につきましては、阪神キャンプ中の雨天時のキャンプ見学について従来は安芸ドーム2階のギャラリー席を見学用に開放して行ってきましたが、見学客の密集や選手と見学客との距離が近く、感染症リスクが高まることから、ギャラリー席での見学が難しい状況となっております。そのため阪神球団とも協議の上、安芸ドームの窓、西面と北面を現在のすりガラスから透明のガラスに交換することで、ガラス越しにはなりますが、見学客が密にならず、選手とも適切な距離を保ちながら練習の見学ができるようにするよう改修するものです。

改修工事費は375万2,000円を計上しております。

次に野球場、観客席の改修工事につきましては、新型コロナウイルス対応として有観客でのキャンプや公式戦を行う場合、観客席の座る間隔を空けることや観客がどの席に座ったかを把握することが求められておりますが、現在の球場の観客席が平成14年に整備した木製の板を並べたもので、個々の席に境がなく、混雑時には観客同士が密集する上、観客がどの席に座ったかを把握することが難しいことから、今般の感染症対応臨時交付金を活用いたしまして、観客席の一部をFRP製の個別座席に改修するものです。

改修する箇所は、バックネット裏の1塁ベンチから3塁ベンチの間の座席で、既存の木製椅子で約580席相当分を4人掛けの個別座席で728席に更新する予定としております。

改修工事費は2,085万円を計上しております。以上です。

○尾原進一議長 建設課長。

○五百蔵優吉建設課長 11款4項1目、公共土木施設現年補助災害復旧（道路）の現年分を令和3年に調整した理由とメリットについての御質問にお答えいたします。

11款4項1目の現年発生補助災害復旧費につきましては、令和2年発生の道路災害として査定決定を受けている7件、約3億7,800万円のうち、規模が大きいものや平成30年災などの他の

工事の施工影響により、着手まで期間を要するもの3件、約3億1,100万円につきましては、令和2年度の現年割当補助を受けますと、工事期間の確保が難しくなることや、発災から3年目となっている平成30年発生災害の早期完成を優先させなければならない状況にあることから、令和2年発生災害の一部について、現年発生補助割当てではなく、過年発生補助割当てを受けるよう調整することにより減額補正を行うこととしております。

次に市道安芸ノ川線地すべり災害応急工事の追加を先行して一般財源で行う理由と、令和3年度での災害査定予測、12節委託料、災害調査と14節工事請負費、仮設橋等応急の内容についてお答えいたします。

まず市道安芸ノ川線で発生した地すべり災害の概要は、平成30年発生災第1190号の山側施工のり面の上部等において、クラックが広範囲で発生していることを確認したため、国と対策について協議した結果、地すべり災害として取り扱うことと判断され、今後ボーリング調査6か所、地下水位観測3か所、地すべり観測3か所等を行い、来年の雨期の地下水位観測等を行ったのちに国の災害査定を行う予定で、来年の9月から10月の時期に災害査定が実施されるものではないかと思っております。12節委託費の安芸ノ川線地すべり災害調査費、5,500万円は、先ほど申し上げましたボーリング調査等の調査費を計上しているものです。

次に14節工事請負費の安芸ノ川線仮設橋等応急、8,000万円につきましては、平成30年に大規模な被害を受けた安芸ノ川線及び安芸ノ川の復旧作業を下流側から順次進めてきたところですが、地滑り災害の発生により、その箇所の災害査定決定を経た工事着手まで長い期間を要する状況となったことから、地滑り災害発生箇所を迂回する仮設橋等を設置により、その奥に位置する災害復旧工事8件の早期着手及び地権者の通行を確保するため、工事請負費を計上しております。仮設橋等応急の概要は、延長120メートルで、仮設橋設置と起終点部等で山側掘削を行う計画としております。災害復旧に係る応急工事は、査定前に行うことから原則として管理者の負担において施工すべきものとされていますが、来年度に予定する地滑り災害の査定決定後に国庫補助対象として取り扱われることとなります。なお、仮設、仮応急工事等が国庫補助になるか否かにつきましては、県を通じて国に確認しており、補助対象として取り扱うものです。

以上です。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 第2表、繰越明許費補正に関する御質問にお答えをいたします。

繰越明許費の追加のうち、今議会に補正計上いたしましたもの以外のものは何かということでございますけれども、当初予算に計上いたしておりました建設用地の土地購入費1億5,540万円と当初及び9月補正で計上した補償費のうち、耕作補償118万2,000円を除いた3,200万円でございます。来年2月末見込みの農地転用許可や来年3月定例会への上程を予定している財産取得に係る議会議決との兼ね合いで、年度内の予算執行が間に合わないことが懸念されるため、合わせて繰越明許いたすものでございます。以上です。

○尾原進一議長 3番 小松進也議員。

○3 番（小松進也議員） 再質問いたします。

1つ目、学校教育課、10款3項1目、中学校建設事業で、先ほど御説明いただきました歩道拡張に当たって、まずこの事前協議ではその話は出てなかったのか。その1点お聞きしたいのと、あと先ほど御説明ありました2メートルが3.5メートルの歩道になるということで、1メートル分の食い込みのほうが多分本体のほうに食い込んでくると思うんですけど、その場合の学校建設工事への影響として、工期、それと内容、本体工事の予算変更などの影響はあるのか、お聞きいたします。

2つ目といたしまして、生涯学習課、10款5項3目、体育館施設管理運営費で、今回内野席付近の長椅子を変更して、座席形式のものにするというお話で、再度ちょっとお聞き、聞こえづらかったので、その全体5万八千幾らですかね。の七百幾らかの席数をお聞かせいただきたいのと、それに当たっての残された今回対象外になる観客席の改修はどういうふうにするのか。また、現時点での感染症対策をお聞きいたします。

○尾原進一議長 学校教育課参事兼学校給食センター所長。

○秋山真樹学校教育課参事兼学校給食センター所長 3番、小松議員の再質問にお答えします。

警察との協議をしていく中で今回変更を余儀なくされたということで、今回の手続が必要となりました。それと建設工事への影響については、敷地造成工事の実施設計については、今回の変更内容を考慮したもので仕上がっておりまして、このことでの設計変更等はございません。

また、来年度早々に敷地造成工事の発注を行うことへの影響が生じないよう、現在安芸土木事務所との協議を進めており、今回予算計上するものとなっております。以上です。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長。

○長野信之生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 小松進也議員の再質問にお答えいたします。

まず先ほど答弁申し上げました改修する椅子の箇所とそれから席数ですが、改修する箇所につきましては、バックネット裏の1塁ベンチから3塁ベンチの間の内野席で、既存の木製椅子で約580席相当、こちらを4人掛けの個別座席で728席に更新いたします。

次に観客席の残りの改修をどうするのかという御質問でございましたが、現在のところ残る予定の観客席についての具体的な改修計画は持っておりませんが、今後におきましても国・県などの有利な財源等の確保に努めながら、プロ野球や大学野球のキャンプ・合宿などスポーツ並びに観光の核として球場整備に努めていきたいと考えております。

それから今後既存の椅子をどうしていくのかという御質問が出ましたが、来年の2月のキャンプがすぐ訪れるわけですが、木製の椅子に間隔を空けて座っていただくよう貼り紙をするなどの対応を取ることを考えております。以上です。

○尾原進一議長 3番 小松進也議員。

○3 番（小松進也議員） 御答弁ありがとうございます。

観客席の改修で、580席が728席に増えるということは、感染症対策で3密を防ぐというのが

ありますので、実際聞いたら増えてるんで、大丈夫なのかなというのが懸念されるところであります。その辺は観客席の間隔を空けるような指示をして多分やられると思うんですが。あともう1つその安芸ドームでの多目的体育館でのすりガラスから透明ガラスに替える場合の西面、北面、北面になりますと、何て言うんですかね、多目的運動場って言うんですか、側が高くなっていますので、落下物等の危険がまた出てくると思いますので、またその辺はまた考慮していただきたいと思います。

また、観客席ができるということで、ふるさと納税に対しての返礼品等の年間観戦シートなどの構想も一つ考えられるのかなというので、できた財産について有利な方法を使っていたきたいと思いますので、よろしくその辺は検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○尾原進一議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に討論もなければ、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前10時45分

再開　午前10時45分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら5件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって、これら5件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第119号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第120号「令和2年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第121号「令和2年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第122号「令和2年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第123号「令和2年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から15日まで休会とし、16日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午前10時48分